

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 介護保険課
委託業務番号	令和6年度 長介保第49号
委託業務名称	長浜市介護給付適正化システム保守及び運用支援業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 介護保険課
業務の概要	介護給付適正化事業において導入している介護給付適正化システムの安定した運用を図るための保守及び運用支援業務
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	1,425,600円
契約の相手方	[所在地又は住所] 草津市渋川1-2-15 [商号又は名称] トーテックアメニティ株式会社 滋賀事業所
契約相手方の選定理由	トーテックアメニティ株式会社 滋賀事業所は、介護給付適正化システムの導入業者であり、システムの構造等を熟知している。そのため、当該システムの保守管理を円滑に行うことができる。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>